

# 栃木市議会新型コロナウイルス等 感染症予防・対応マニュアル



令和3年2月

※国・県の指針が変更されるなど、マニュアルの変更が必要となった場合には、随時更新のうえ、その都度タブレット等でお知らせすることといたします。

## 1. 趣旨

本マニュアルは、新型コロナウイルス等の感染症の予防対策を定めるとともに、議員またはその家族等が感染した場合における取り扱いについて定めることで、感染防止及び感染拡大を最小限に抑え、議会機能の停止を防ぐことを目的とする。

## 2. 感染予防策の徹底

- ①議長は、議員に体温の測定と記録を求めること。
- ②議員は、議会エリアにおいて、マスクを着用すること。
- ③議員は、登庁時、トイレ使用后等に、手洗い、または手指の消毒を行うこと。
- ④議員は、議会エリア入口にある体調チェック表に記入すること。
- ⑤議員は、昼食等を取る際に、可能な限り対面ではなく横並びで座り、食事中の会話は控えめにすること。

## 3. 議員への感染が疑わしい場合の対応

### (1) 議員本人の場合

議員は、少なくとも以下のいずれかに該当することとなった場合には、事務局への連絡及び栃木県新型コロナウイルスコールセンター(0570-052-092)又はかかりつけ医へ問い合わせをしようえで、自宅に待機する。

(ア)息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

(イ)妊婦及び重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(ウ)上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐに相談。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様。)

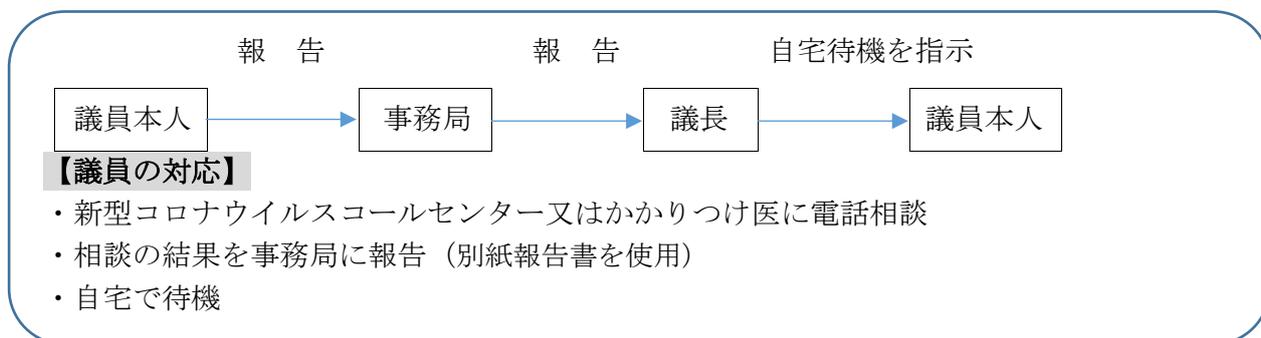
### (2) 同居家族の場合

議員は、同居家族が上記(ア)～(ウ)のいずれかに該当することとなった場合、または濃厚接触者や感染者となった場合には、事務局への連絡及び栃木県新型コロナウイルスコールセンター(0570-052-092)又はかかりつけ医へ問い合わせをしようえで、自宅に待機する。

### (3) 議会の対応

議長は、議員に新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等を、別紙報告書(P5参照)を使って速やかに事務局へ報告させたいうで、自宅待機させる。

なお、同居家族が濃厚接触者となった場合は、全議員に周知する。



### (4) 議員活動の再開

議長は、議員本人または同居家族（濃厚接触者を含む）が検査不要（コロナの可能性が低い）もしくはPCR検査の結果が陰性となった場合、本人または同居家族の症状が消失した日もしくはPCR検査の結果が判明した日から起算して3日間、健康観察のため自宅等に待機させるが、医療機関又は県南健康福祉センター（以下「保健所」という（健康対策課 0285-22-1219））の指示等があるときは、その指示等に従う。

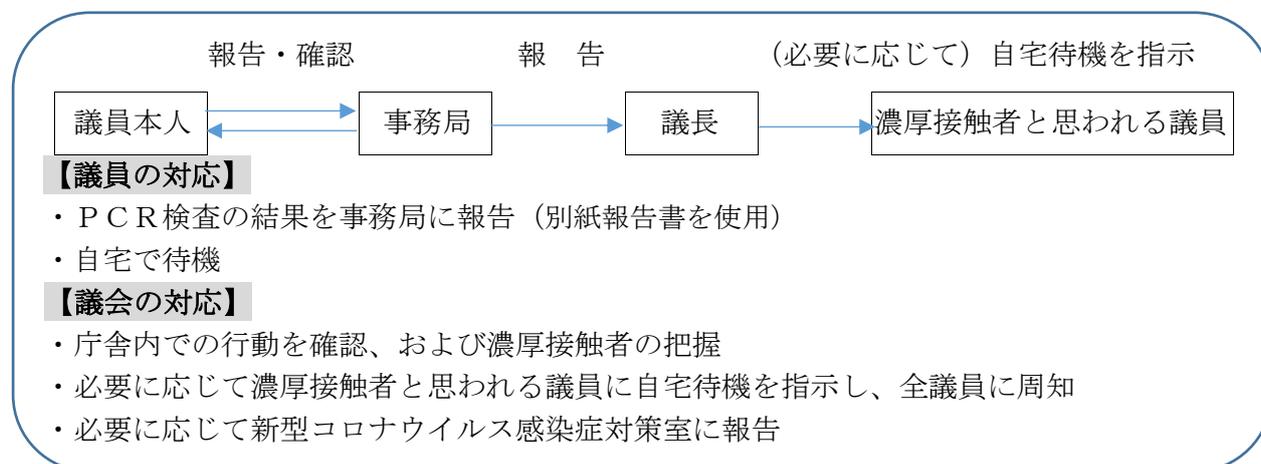
## 4. 議員が濃厚接触者となった場合の対応

※同居家族が感染者となった場合を含む

### (1) 検査結果等の速やかな報告

①保健所が濃厚接触者とした議員は、保健所の指示に従い速やかにPCR検査を受検のうえ、別紙報告書を使って事務局に結果を報告し、自宅で待機する。

②議長は感染拡大防止のため、速やかに濃厚接触者と見込まれる議員を最終接触日から起算して3日間自宅に待機させ、その内容を全議員に周知する。



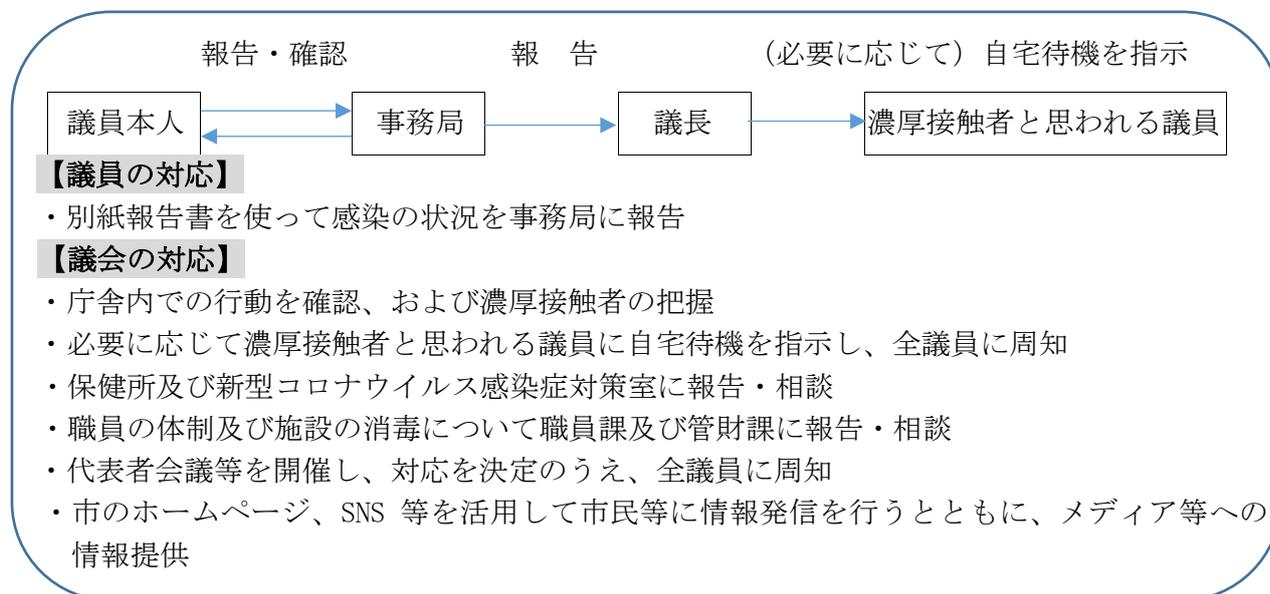
## ( 2 ) 議員活動の再開

議長は、濃厚接触者とされた議員の PCR 検査の結果が陰性であった場合であっても、当該議員を感染者との最終接触日から起算して 14 日間、健康観察のため自宅等に待機させるが、医療機関又は保健所の指示等があるときは、その指示等に従う。

## 5. 議員が感染者となった場合の対応

### ( 1 ) 感染者発生の把握、報告及び周知

- ①事務局は、保健所及び市の新型コロナウイルス感染症対策室に報告し、対応について助言・指導を受ける。また、議員に対しては議会内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1. に掲げる感染予防策を改めて周知徹底する。
- ②事務局は、別紙報告書を使って感染者から接触した議員及び職員、使用した設備・備品、庁舎内での移動経路等を職員課及び管財課に報告する。
- ③議長は感染拡大防止のため、速やかに濃厚接触者と見込まれる議員を最終接触日から起算して 7 日間、自宅に待機させる。
- ④議長は速やかに代表者会議等を開催し、対応を決定のうえ、全議員に周知する。ただし、当該会議等を開催することができない時、又はその暇がない時は、議長等の判断により決定する。
- ⑤事務局は市のホームページ、SNS 等を活用して市民等に情報発信を行うとともに、メディア等への情報提供を行う。



### ( 2 ) 議員活動の再開

議長は、原則として保健所等が示した基準や医師の判断を遵守するとともに、本人へ体力の回復状況等を確認しながら議会へ復帰できるよう進める。

## 6. 施設等の閉鎖及び消毒

①議会施設(以下「施設」という)の閉鎖等重要事項については、代表者会議等を開催して決定する。ただし、当該会議等を開催することができない時、又はその暇がない時は、議長等の判断により決定する。

②施設の閉鎖範囲及び消毒については、管財課と協議のうえ議会エリアを中心に、市の対応マニュアルに準ずる。

## 7. まとめ

### (1) 登庁自粛期間

	感染疑い	濃厚接触者	感染者
① 議員本人	症状が消失した日もしくはPCR検査の結果が判明した日から起算して3日間、自宅待機(医療機関又は保健所の指示等があるときは、その指示等に従う)	感染者との最終接触日から起算して14日間、自宅待機(医療機関又は保健所の指示等があるときは、その指示等に従う)	保健所等が示した基準や医師の判断を遵守
② 同居家族	症状が消失した日もしくはPCR検査の結果が判明した日から起算して3日間、自宅待機(医療機関又は保健所の指示等があるときは、その指示等に従う)	PCR検査の結果が判明した日から起算して3日間、自宅待機(医療機関又は保健所の指示等があるときは、その指示等に従う)	感染者との最終接触日から起算して14日間、自宅等に待機(医療機関又は保健所の指示等があるときは、その指示等に従う)
③ 同僚議員※		①議員本人との最終接触日から起算して3日間、自宅待機	①議員本人との最終接触日から起算して7日間、自宅待機

※①の議員本人が濃厚接触者または感染者の際に、「濃厚接触者と思われる」同僚議員

### (2) 全議員への周知対象

	感染疑い	濃厚接触者	感染者
① 議員本人	×	○	○
② 同居家族	×	○	○
③ 同僚議員※		○	○

※①の議員本人が濃厚接触者または感染者の際に、「濃厚接触者と思われる」同僚議員

## 事務局への報告書

議会として状況を把握する必要があることから、感染者等は保健所とは別に事務局へ報告を行い、濃厚接触者と思われる議員及び職員の把握と自宅待機の指示、施設の消毒等に活用する。

1. 症状、経過(倦怠感、発熱、医療機関の受診等)

2. 同居家族の状況(症状等)

3. 庁舎内での行動(議員及び職員との接触があったか、マスク着用の有無、昼食時の状況等)

4. 庁舎内での移動経路、利用設備・備品(ロッカー、トイレ、コピー機等)

5. その他

報告日時 月 日 時

議員名